

生き生きと暮らしていくために

狭山市障害者福祉計画を策定

市では、平成3年に策定した狭山市障害者福祉長期行動計画に基づき、障害者福祉の推進を図ってきましたが、障害者を取り巻くさまざまな環境の変化に伴い、さらに障害者が生き生きと自立した生活を送ることができるよう、狭山市障害者福祉計画を策定しました。計画の策定にあたっては、より障害者のニーズに即したものとなるよう、多くのかたがたの意見を取り入れながら進めてきました。計画期間である平成14年度まで、さらなる障害者福祉の推進を図ります。

計画の基本理念

障害者が社会の中で当たり前に生活できるよう条件を整え、障害のある人・ない人が共に生きる社会こそノーマルな社会であるというノーマライゼーション。そして障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練にとどまらず、自立と参加を旨とするリハビリテーション。この2つの理念のもと、国際障害者年の目標でもある「完全参加と平等」の実現に向けて、障害者の生活全般にわたる支援体制の充実を図ります。

計画の8つの柱

1 障害の発生予防と早期発見・治療の推進

妊婦・乳幼児の健康診査や相談体制、成人検診の充実を図り、障害の発生予防から社会復帰まで一貫した体制の確立に向け、関係機関との連携に努めます。

乳幼児期における障害の発生予防および早期発見、早期療育の推進
成人期における障害の発生予防の推進
進および機能訓練の充実 保健、医療サービス
の充実 健康づくり活動の促進



2 住みよい環境づくりの推進

障害者が自立して生活し、積極的に社会参加できるように、環境整備を図ります。

住宅問題への対応 福祉のまちづくりの促進 交通手段の確保と充実
防災体制の確立

3 在宅福祉の充実

障害者が住み慣れた家庭や地域で生活するために、家族の介護負担を軽減し、障害者が自立した生活を送れるよう支援します。

介護人派遣事業の充実 生活に関する各種サービスの充実 在宅障害

4 社会参加の促進

障害者が、適性と能力に応じて可能な限り雇用の場につき、社会参加することができるよう環境の整備を図ります。

雇用、就労に関する情報提供の充実 文化、余暇活動の充実 スポーツへの参加の促進

5 障害者(児)福祉施設の充実

一般就労が困難なかに就労の機会を提供する施設などの整備を図るとともに、障害者の生活の場を確保するための施策の充実に努めます。

生活と自立を支えるための援護施設の充実

6 保育・教育の充実

障害児の生活能力の向上を図り、将来の社会参加につなげていくため、施設における機能の充実を図るほか、相談体制の充実に努めます。

障害のある乳幼児および児童生徒の健やかな発達を促進 学校教育における福祉教育の充実

7 市民間の相互理解の促進

障害者の完全参加と平等を実現するためには、市民の理解が重要であることから、正しい知識の普及に努めます。また、ボランティアのかたがたの活動が積極的に展開できるように環境整備に努めます。

児童期からの相互理解の促進 市民間の理解と相互交流の促進 ボランティア活動の促進

8 施策の推進基盤の整備

多くの障害者の意見が反映できるような機会の提供に努めるほか、計画の施策が円滑に推進されるよう、関係機関との連携に努めます。

行政、職員体制の強化 障害者の市政参加の促進 計画策定後の推進体制の整備

平成11年度の主な事業

狭山市障害者福祉計画に基づき、今年度はこれまで市内になかった身体障害者のための施設整備促進や各種サービスの提供を図ります。特に障害者が地域で安心して暮らせるよう、民間施設を活用した生活ホームの開所と、時間単位でのサービスが受けられることから介護者のニーズが高まっているレスパイトサービス

を他市に先駆けて同時に実施するなど、積極的な事業の展開に取り組んでいます。また、精神障害者への理解の促進を図るための啓発活動の充実や社会参加を促進するための施策などを位置づけています。

身体障害者療護施設「大樹の家」が開所

平成11年4月、社会福祉法人茶の花福祉会による身体障害者療護施設「大樹の家」が開所しました。この施設は、常時介護を必要とし、家庭での日常生活が困難な重度身体障害者が安心して生活できる場を提供する入所施設(定員50名)です。また、在宅の身体障害者のためのショートステイ事業、デイサービス事業、生活支援事業なども実施する予定です。



ショートステイ事業

18歳以上の在宅の重度身体障害者を介護しているかたが、冠婚葬祭、病氣、外出などのため介護ができないうとき、一時的に保護を行うサービスです(定員10名)。

デイサービス事業

18歳以上の在宅の身体障害者を対象に、機能訓練、健康相談、創作的活動、入浴サービス、給食サービス、介護サービスなどを行います(定員15名)。

生活支援事業

在宅福祉の支援拠点として、在宅福祉サービスの情報提供および利用援助、介護相談、施設の紹介、ピアカウンセリング(障害をお持ちのかたがカウンセラーとなつての相談)、専門機関の紹介などを行います。

生活ホームの開所およびレスパイトサービスの実施

社会福祉法人茶の花福祉会により民間施設を活用した、市内で初めての生活ホームが開所します。また、同所でレスパイトサービスが実施されます。

生活ホーム

自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情により、自立が困難な状況にある障害者に生活の場を



提供し、適切な指導、援助を行い社会的自立の促進を図るものです。地域での生活支援の選択の幅を増やすことで、多様化する障害者ニーズに対応します。

レスパイトサービス

介護者が病氣や外出などで一時的に介護ができない場合に、障害者の介護などを行うサービスで、ショートステイとは異なり時間単位でのサービスが受けられます。

精神障害者小規模作業所通所者補助金

精神障害者の自立および社会参加のための負担軽減を図るため、精神障害者小規模作業所に通所されているかたに対して補助を行います。

問い合わせ障害者福祉課へ
内線1591